



日本エコツーリズム協会（JES） 推奨

JES 会員・エコツアー事業者の皆様へ

エコツアー向けの保険について

（行事参加者の傷害危険担保特約セット普通傷害保険（包括契約）施設所有(管理)者賠償責任保険）

日本エコツーリズム協会会員・エコツアー事業者の皆様へ

日頃より当協会の運営に関しまして会員の皆様のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度当協会では、会員の皆様への危機管理対策といたしまして、エコツアー向けの保険（行事参加者の傷害危険担保特約セット普通傷害保険（包括契約）施設所有（管理）者賠償責任保険）をご案内させていただきます。この機会に是非ご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。 日本エコツーリズム協会

エコツアー向けの保険では、次のような場合に保険金をお支払いします。

(1) エコツアー参加者向けの補償

(事故例)

- ・トレッキングの途中で滑り、ケガをした！
- ・バーベキューでヤケドした！
- ・みかん狩りの最中、つまずいて足を骨折した！
- ・チャーターしたバスが交通事故に巻き込まれてケガをした！

(2) エコツアー主催者向けの補償

(事故例)

- ・ガイドの誘導ミスによりツアー参加者が将棋倒しになり負傷した！
 - ・ガイドが誤って、ツアー参加者の衣服を汚してしまった！
- 上記いずれの場合も、主催者（被保険者）が法律上の賠償責任を負った場合に保険金のお支払いの対象になります。

(1) エコツアー参加者向けの補償

(行事参加者の傷害危険担保特約セット普通傷害保険（包括契約）)

ご契約内容（下記の保険料には団体割引5%が適用されています。）

区分	お支払いいただく保険料 (1名あたり・1日につき)	対象となる行事の内容 (下記の例以外の行事につきましては、ご照会ください)	保険金額（ご契約金額）	
A	35円	バス旅行（観光）、遠足（ハイキング）、各種果物狩、納涼大会、パーティー、海水浴、潮干狩り、お花見、参拝、見学会、写生会、講演会、映画鑑賞、開会式・卒業式等の式典、ソフトボール、バレーボール、フォークダンス、ボウリング、シュノーケル……など	死亡・後遺障害	500万円
B	172円	運動会、サイクリング、軟式野球、ジョギング、フィールドアスレチック、アイススケート、ハンドボール、乗馬、剣道、船上パーティー、納涼船、遊覧船、ライン下り、マラソン、カヌー（プールで行う場合のみ。池・川で行う場合は下記の区分「C」になります。）……など	入院保険金日額	5,000円
C	343円	スキー、硬式野球、サッカー、ラグビー、柔道、カヤック……など	手術保険金	手術の種類により入院保険金日額の10倍、20倍、40倍
			通院保険金日額	3,000円

1日の行事参加者平均人数が20名以上500名未満の場合のご契約例です。20名未満の場合は、A：37円、B：181円、C：361円になります。
いかな下り、岩登り、ラフティング、ライン下り（観光用のライン下り以外）、固定している気球・熱気球への搭乗等の危険を伴う行事は、お引受できません。
宿泊を伴う行事は、お引受できません。
年間の行事開催日数および人数により、最低保険料が必要な場合があります。日本エコツーリズム協会までご照会ください。

ご契約のながれ

お申込書および覚書の締結（毎月報告・毎月精算方式）

暫定保険料（予納保険料）のご入金…年間見込み保険料の1/12をお支払いいただきます。

保険証券の発行

参加者に関する月次の報告…所定の通知書にツアー名等の詳細をご記入いただき、ご提出いただきます。

保険料の精算…通知書に基づいて算出した確定保険料を覚書記載の所定日に精算していただきます。

詳しくは、日本エコツーリズム協会にご照会ください。

保険金をお支払いする場合

被保険者（保険の対象となる方：エコツアー等の参加者）がエコツアー等に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間（エコツアー等の参加中）に、事故によって被ったケガ（ ）に対し、次の通り保険金をお支払いします。

死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガ（ ）がもとで死亡した場合、ご契約いただいた1名あたりの死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガ（ ）がもとで後遺障害が生じた場合、その程度に応じて、ご契約いただいた1名あたりの死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。

入院保険金：そのケガ（ ）により平常の業務または生活ができなくなり、入院した（入院に準じた状態を含みます。）場合、入院日数1日につきご契約いただいた1名あたりの入院保険金日額をお支払いします。ただし、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。

・**手術保険金**：入院保険金支払われる場合で、そのケガ（ ）の治療のために所定の手術を受けられた場合、手術の内容に応じて入院保険金日額に所定の倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内で、1事故につき1回の手術に限ります。

通院保険金：そのケガ（ ）により平常の業務または生活に支障が生じ、通院（往診を含みます。）した場合、通院日数1日につきご契約いただいた1名あたりの通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、お支払いの対象となりません。

ケガとは急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

ご注意 死亡保険金と後遺障害保険金の1名あたりのお支払い総額は、保険期間（保険のご契約期間）を通じ、ご契約いただいた1名あたり死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

保険金は被保険者（保険の対象となる方）にお支払いします。ただし、死亡保険金は被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意
けんか、自殺、犯罪行為
自動車などの無資格運転、酒酔（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）運転
地震もしくは噴火またはこれらによる津波
むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他所見のないもの。（当該症状の原因のいかんを問いません。）
ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中のケガ……など
脳疾患、疾病または心喪失
自動車などの乗用具による競技、競争、興行、試運転

ご契約の際のご注意

申込書に記載されていることに間違いがないか十分にご確認ください。
行事の内容によってはお引受できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
ご契約にあたっては行事参加者名簿等により被保険者（保険の対象となる方）を特定いただくことが必要です。
告知義務：ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるか（この場合、保険料も返還しません。）保険金をお支払いできないことがあります。
保険契約の無効：次の事実があったときは、保険契約は無効になります。
保険契約に関し、保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）もしくはこれらの者の代理人、その他保険金を受け取るべき者に詐欺の行為があったとき。
保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）がすでに事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。

ご契約後のご注意

ご契約後、本保険と同様の危険を補償する他の保険契約を締結するとき、またはこれらの保険契約があることを知ったときは、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないこと等がありますのでご注意ください。

（２）エコツアー主催者向けの補償

（施設所有(管理)者賠償責任保険：賠償責任保険普通保険約款＋施設所有(管理)者特別約款＋特定危険のてん補限度額および免責金額に関する特約）

ご契約内容

区分	お支払いいただく保険料 (1名あたり・1日につき)	対象となる行事の内容 (下記の例以外の行事につきましては、ご照会ください)	てん補限度額(ご契約金額)
A	70円	水を伴う活動がない場合 例)文化レクチャー、陶芸体験、革工芸等。主に室内でのレクチャー、室内作業のもの。トレッキング、自然散策等の危険度の低いスポーツ、農業体験……など。	A. 水を伴う活動がない場合 1事故(対人・対物共通) 1億円 保険期間中 1億円 自己負担額(免責金額) 1事故につき 0円
B	100円	水を伴う活動がある場合 例)水泳、シュノーケル、体験ダイビング、ライン下り、カヌー、カヤック、ラフティング、釣り……など。	B. 水を伴う活動がある場合 1事故(対人・対物共通) 100万円 保険期間中 100万円 自己負担額(免責金額) 1事故につき 10万円

上記は、概算保険料です。行事の内容、過去の事故状況等によっては、保険料が変更もしくはお引受をお断りする場合がございます。

最低保険料は、1契約につき10,000円か、暫定保険料の50%のいずれか高い額となります。

ご契約のながれ

ご契約前に、上記A、B各々のお取扱い見込み人数をご確認いただきます。

契約の締結

暫定保険料(年間)のご入金……でご確認いただいたお取扱い見込み人数に伴う暫定保険料をご入金いただきます。

保険証券の発行

保険料の精算……保険期間(1年間)中に実際にお取扱いいただいた人数によって算出した確定保険料と、ご入金いただいた暫定保険料の差額をご精算いただきます(追徴もしくは返戻させていただきます)。
詳しくは、日本エコツーリズム協会にご照会ください。

保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

主催者(被保険者)が行う業務に起因する事故により、ツアー参加者に身体障害または財物損壊を与えた場合に、主催者(被保険者)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

お支払いする保険金は以下となります。

損害賠償金：被保険者が他人の身体の障害または財物の滅失、き損もしくは汚損について生じた法律上の賠償責任を負担することにより被る損害。

争訟費用(訴訟費用・弁護士費用)：賠償責任に関する訴訟につき被保険者が当会社の書面による承認を得て支出した費用。

損害防止費用：被保険者が損害を防止または軽減するために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用。

応急手当・緊急措置費用：損害の防止軽減のために必要または有益と認められた費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したものと支出につき、あらかじめ当社の書面による同意を得たもの。

協力費用：被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用。

権利保全費用：被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きをとるために要した費用。

保険金をお支払いできない主な場合

保険契約者、被保険者の故意によって発生した損害
戦争・暴動などによって発生した損害
地震など天災による損害
排水、排気などによる損害
他人から借りたり預かったりしている物に関する損害

など

以下の事故は他の保険の対象となります

- ・エレベーター、エスカレーターによる事故（昇降機賠償責任保険）
- ・従業員の業務上の事故（労働災害総合保険）
- ・自動車・船舶・航空機に起因する事故（自動車保険等個別の保険）
- ・販売した製品や飲食物に起因する賠償責任事故（生産物賠償責任保険）

お問い合わせについて

事故が発生した場合は

（１）エコツアー参加者向けの補償について

事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

事故の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので十分にご注意ください。

また、被保険者（保険の対象となる方：）の名簿等、参加者全員を確認できる資料をご提出いただけます。

（２）エコツアー主催者向けの補償について

この保険の対象となる事故が発生したときは取扱代理店または引受保険会社までただちにご連絡の上、その後の処理についてご相談ください。所定の資料をご提出いただけます。

また被害者との間で損害額等を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

取扱代理店について

取扱代理店（日本エコツアーリズム協会）は、引受保険会社（ジェイアイ傷害火災保険株式会社）との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。

従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

その他のご注意

- ・このご案内資料は、（１）行事参加者の傷害危険担保特約セット普通傷害保険、（２）施設所有（管理）者賠償責任保険のあらましをご説明したものです。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- ・ご契約にあたっては、必ず「ご契約のしおり」「重要な事項等説明書」などをご参照ください。
- ・この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ、損害、賠償責任等」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

取扱代理店：日本エコツアーリズム協会

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9

アイケイビル4F

TEL 03-5437-3080 担当：大森

Mail: eco-japan@alles.or.jp

引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5

TEL 03-3237-2211 担当：大西

事故対応フリーダイヤル 0120-399-061